

サービス提供責任者の仕事って？

サービス提供責任者は、訪問介護サービスの要となる存在。ケアマネジャーとの連携、ご利用者、ご家族とホームヘルパーとの連絡調整が主な仕事です。

サービス提供責任者 仕事の流れ

5 同行訪問・サービス開始

初回の訪問はホームヘルパーと同行し、ホームヘルパーは訪問介護計画書に基づきサービスを開始。サービス内容やご利用者の様子など、ホームヘルパーから日々の報告を受け、緊急性がある内容はすぐにケアマネジャーに報告。

6 モニタリング

月に1回ご利用者のご自宅を訪問し、ホームヘルパーとの関係、ご利用者、ご家族の状況の変化、サービスが現状に合っているかを確認。

7 ケアマネジャーに報告

モニタリング結果とホームヘルパーの報告をまとめてケアマネジャーに月に1回定期報告。

8 ホームヘルパーの指導・育成・管理

ホームヘルパーの研修を行い、サービスの質の向上を図る。ホームヘルパーが急に都合が悪くなった場合は代わりにホームヘルパー業務を行うこともある。

1 サービスの依頼

主に居宅介護支援事業所のケアマネジャーや、地域包括支援センターからの依頼が多い。

2 ご自宅訪問

ご利用者のご自宅を訪問。サービス内容の確認や事業所の説明を行い、同意をいただいた上で契約。

3 サービス担当者会議

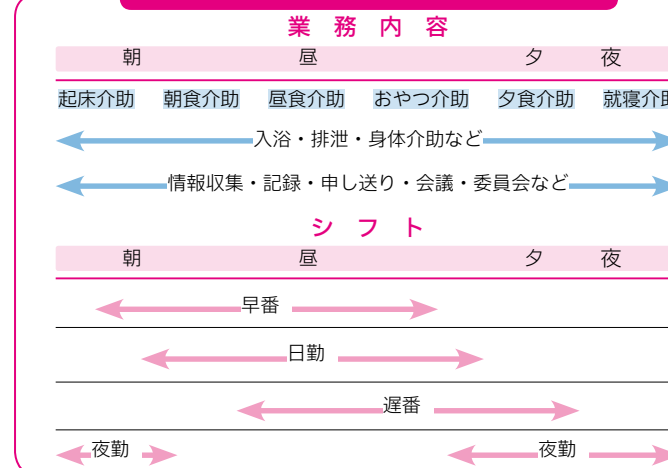
ご利用者・ご家族・関係事業所が集まり、支援内容、サービスの方向性について話し合う。ケアマネジャーがケアプランの確認をし、サービスの方針を決定。

4 訪問介護計画書作成

ケアプランに基づき訪問介護計画書を作成。プラン内容に添ったサービスに適したホームヘルパーを選定。



特養ケアワーカー 一日の流れ



楽友会は特養、在宅（通所・訪問・居宅）、軽費老人ホーム等、様々な事業所があるので、学べる機会が多く、スキルアップできる環境です。

特養では感染症や褥瘡の研修、看取り介護の研修など、年間計画をたてて委員会主導での研修があります。法人全体では新任研修、フォローアップ研修、サービススマナー研修や他部署研修、AED研修など、別のプログラムがあり、年々スキルアップできよう、法人がバックアップしています。

TOPICS

東京都内の介護・福祉関係施設の数

平成29年度の資料によると、都内の特別養護老人ホーム数は496カ所。通所介護施設は3千カ所を上回ります。その他にも高齢者のための施設は数多くあり、すべて含めると6千8百カ所余りとなります。また、子どもや障害者関係の施設も含めると、都内には1万7千カ所以上も社会福祉施設が存在しています。そこで毎日、誰かの笑顔のために専門職が働いています。

TOPICS

新しい介護の資格がスタート

2018年度の介護保険制度改定により新たに「生活援助従事者研修」が創設されました。これはホームヘルパーとして掃除や洗濯、調理といった家事の支援いわゆる生活援助を中心とした支援を行う人材育成のための研修となります。従来からある「介護職員初任者研修」が身体介護の基礎まで学ぶ130時間の研修であるのに対し、「生活援助従事者研修」は59時間の研修となります。東京都でも6月に事業者向け説明会が開催され、新たな研修制度の開始に向けた準備が進められています。